

平成17年11月10日(木)

企業会計審議会

第12回内部統制部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第四号館11階)

金融庁総務企画局企業開示課

午後 4時00分 開会

○八田部会長 定刻になりましたので、これより第12回内部統制部会を開催いたします。

皆様には、お忙しいところご参集頂きまして、ありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとり公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、7月6日の前回の部会以後、事務局の異動がございましたので、改めて事務局のご紹介を頂ければと思います。

○池田企業開示課長 企業開示課長の池田でございますが、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局の方がそろっておりませんが、担当の審議官が交代しております。細溝総務企画局審議官でございます。

それから、1人あけまして、企業開示課の横山企画調整官でございます。

それから、野村企業会計調整官については、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○八田部会長 それでは、議事に入ります。

前回の部会では、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準につきましてご審議を頂きました。その上で7月13日に公開草案として公表させて頂き、8月31日まで広く意見を求めてまいりました。その結果、多くのご意見を頂き、その後、事務局でご意見を整理してもらっておりました。本日は、公開草案に対するご意見及びこれに対する対応などにつきましてご審議を頂きたいと考えております。また、公開草案に対するご意見の中では、実務上の指針の作成に関するご意見が多数寄せられており、これらへの対応の方法についてもお諮りしたいと考えております。

それでは、まず事務局から公開草案に対して寄せられました意見及びこれに対する対応策、さらに実務上の指針の作成に関する対応案等につきましてご説明頂きたいと思っております。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○野村企業会計調整官 それでは、事務局の方から公開草案に対して寄せられましたご意見及びこれに対する対応案、それから、ただいま部会長の方からお話のございました実務上の指針に関する対応案につきましてご説明をさせて頂きたいと思っております。

まず資料でございますが、お手元に資料1-1から1-4まで右上に資料番号が振ってあるものがございますが、こちらが公開草案に対して頂きましたご意見の概要です。

それから、資料2ですが、頂きましたご意見を反映させました財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（案）です。

それから、資料3ですが、内部統制部会における「実施基準」の検討についてという3種類の資料をご用意させて頂いております。

まず、資料1ですが、ただいま申し上げましたように、公開草案に対して頂きましたご意見の概要とそれに対する対応案を公開草案の構成にあわせまして、1-1が基本的枠組みに対するご意見、それから1-2が評価及び報告に対してのご意見、それから1-3が監査についてのご意見、それから1-4が基準の公開草案の前に付されておりました公表文に対しましてのコメントということでございまして、その概要を記載したものです。

ただいま部会長の方からもお話がございましたとおり、たくさんのご意見を頂戴しているところでして、委員の皆様のみで大変恐縮ですが、お手元の黒い表紙の上に、頂いたコメントそのものをお配りさせて頂いております。表紙をめくって頂きますとコメントを頂いた先の一覧が書いてあるところですが、公認会計士協会ですとか各種経済団体、それから監査法人、企業の方、それから個人の方々等含めまして40件、ページ数にしますと約200ページ近くのコメートを頂いているところです。概要では、頂きましたコメントを公開草案の項目ごとに整理をさせて頂きまして、似たようなご意見につきましてはまとめさせて頂いているところです。

それでコメントですが、大別いたしますとおおむね3つに分かれるのではないかというふうに思っているところでして、1つ目は最も多かったですけれども、具体的に実務ではどのように行えばよいのかといった、何らかの実務上の取扱いについての明示を求めるといったご意見、2つ目は基準の内容を変更すべきであるといったようなご意見、3つ目は基準の公表文等で趣旨を明確にしておくべきであるといったようなご意見でした。

具体的に見てまいりたいと思いますが、まず資料1-1をご覧頂きたいと思います。

資料1-1ですけれども、先ほど申し上げましたように、基本的枠組みへのご意見の概要として、この表の構成ですけれども、一番左に通し番号を付させて頂きまして、その次に項目名です。それからその右側に頂いたご意見の概要、それから一番右側に対応案ということで書かせて頂いているところです。

それで、一番右側の対応案ですけれども、その対応案の中に○ですとか×、※などいろいろ記号をつけさせて頂いております、○印は、基本的にはコメントを踏まえまして何らかの対

応を行わせて頂くものでございまして、その内容を記載したものです。それから×につきましては、コメントの内容を検討させて頂きましたが、対応を行わないもので、その理由を記載させて頂いております。それから※につきましては、先ほども申し上げましたいわゆる実施基準、実務上の対応の検討を行う際に検討してはどうかという項目です。

先ほど申し上げましたように、非常にたくさんコメントを頂いておりますのですべてを紹介することは時間的に困難ですので主なものをご紹介させて頂きたいと思います。まず1ページ目ですけれども、1～5までの項目としましては、米国等で使用されているCOSOのフレームワークとの整合性をどう考えるかということとして、コメントをまとめますと、今回の基準については、例えば2番のところですが、COSOのフレームワークを踏まえて作成されたものであって、決して異質なものであることを強調すべきではないかといった点として、今回ご承知のとおり公開草案におきましては内部統制の目的と基本的要素を一つずつ新たに追加していますので、その点について、国際的な整合性等がどうなのかといったコメントを多く頂戴しているところです。

こちらについての対応ですが、右側にございますとおり当部会でもご審議を頂きましたところとして、COSOのフレームワークをベースに、国際的にも説明可能で、我が国の実情に合った基準の策定を目指すということで当部会でもご同意を頂いているところとして、本フレームワークとCOSOのフレームワークとの関係につきまして、基準案の前についております公表文にその旨を記載することではどうかということをお示しを頂いております。

それから、次に4ページ目に飛んで頂きたいと思いますが、内部統制の定義ですが、番号でいきますと12番ですが、内部統制の定義及びその適用範囲が明確でないのではないかと一たびご意見を頂いているところです。こちらに対しましては、先ほど申し上げましたとおりコメントを踏まえて修正をさせて頂いたものが資料2ということをお示しをされているわけですが、そちらを横に置いてご覧を頂きたいと思っております。資料2の1ページ目ですが、対照表の構成は、左側に公開草案からの修正案、右側に公開草案の内容ということで記載させて頂いておりますが、右側の現在の公開草案を見て頂きますと、1として内部統制の定義がございまして、(1)目的がありまして、もう1ページおめくりを頂まして(2)基本的要素、それからもう1ページおめくり頂まして2で内部統制の基本的要素、それからそちらがずっと続きまして、11ページに3としまして内部統制の整備及び運用という構成になっているところです。基本的要素等に関しましては、一番初めの定義のところでも出てまいりますし、2番目

の基本的要素のところでも再度出てくるといった点でちょっと重複もあるのではないかと
たご指摘も頂いているところですので、あわせて内部統制の定義ということと内部統制の
基本的要素ということの2つにそれらを組み直しさせて頂きまして、左側の方にお示しして
おります。

したがいまして、対応としましては、特に内部統制の目的と要素の関係及び経営者が一定の
目的のために整備及び運用するプロセスであるということを明確にするためにこの1から3を
組み替えさせて頂きまして、1、内部統制の定義、それから2、基本的要素という形にさせて
頂いているところです。こちらについては後ほどご説明をさせて頂きたいと思っております。

それから、資料1-1の4ページにお戻りを頂きまして、通し番号でいきますと14番ですが、
定義の中で「合理的な保証を得るため」という文言を盛り込むべきではないかというご意見を
頂いております、対応案としましては、定義の中に「合理的な保証を得るために」という文
言を入れさせて頂いているところです。

それから、1ページおめくりを頂きまして、5ページ目の一番下の目的、通し番号でいきま
すと18番ですが、内部統制の4つの目的が相互に関係している点に言及すべきであるといっ
たご指摘でして、それぞれが独立しているのではなくて相互に関連していることを言及すべき
であるといったご意見を頂きましたので、その点を定義の一番最後、資料2でいきますと2ペ
ージ目の左側の方ですけれども、(注)のところでも内部統制の目的はそれぞれ独立しているが、
相互に関連しているということを(注)として入れさせて頂いているところです。

それから、目的に関連しましては、例えば、6ページの通し番号の22の事業活動に関わる法
令等の遵守におきまして、内容を明確にしてほしいというご意見、それから通し番後でいきま
すと27以降ですが、今回新たに目的として追加をいたしました資産の保全に関しまして、その
内容がどうなっているのか、それから他の3つの目的との相互関連性について明確化が必要で
はないかといったご意見を、特に資産の保全についてはたくさんご意見を頂いているところ
でして、これらにつきましては右側の対応案にございますとおり、実施基準で検討してはどうか
ということですので。

それから、9ページ目に飛んで頂きまして、(2) 基本的要素です。通し番号でいきますと
38ですが、基本的要素というのはどういうことなのか、その辺を明確にしてほしいといったコ
メントでして、現在の公開草案では基本的要素について特に定義をおいておりませんでしたの
で、対応案にありますとおり、基本的要素の定義を先ほど組み替えいたしました内部統制の基
本的要素の冒頭で定義ということと置かせて頂いております。資料2の3ページの左下をご覧

頂きたいと思います。内部統制の基本的要素の冒頭に定義ということで、「内部統制の基本的要素とは、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分をいい、内部統制の有効性の判断の規準となる。」という文言を挿入させて頂いたところです。

それから、1ページおめくり頂いて10ページ目ですけれども、通し番号でいきますと40番以降ですが、ITの利用に関してということでございまして、こちらについても基本的要素として新たに追加した要素でして、たくさんコメントを頂いているところです。

まず41番のところをご覧頂きたいと思いますが、ITを重視することは支持されると考えるが、別の一要素とすると理論上及び評価の実務対応に混乱が予想されるといったような点、それから、46の一番下の括弧のところを見て頂きたいのですが、基本的要素が1つでも欠けた場合は有効な内部統制とはみなせないものなのかどうかといったコメントを頂いておまして、公開草案のITの利用という表現ですと、ITを利用していないこと自体が内部統制に欠陥があるのではないかと評価されてしまうという誤解を与えるというご指摘もありましたので、41の対応のところに書いてありますとおり、基本的要素の項目名を「ITの利用」を「ITへの対応」と変更させて頂き、ITへの対応を内部統制の基本的要素とした経緯ですとか理由等につきまして、公表文の方に記載してはどうかということです。

それから、他の基本的要素との関連につきましても明示するという観点で、後ほどご説明申し上げますが、他の基本的要素との関連をITへの対応の箇所に記載しているところです。

それから、14ページをご覧頂きたいと思いますが、14ページからは個々の内部統制の基本的要素についてのコメントです。

まず、1つ目の統制環境についてですが、こちらについては通し番号の56番をご覧頂きたいと思いますが、取締役ですとか監査役等の機能とあるけれども、監査役については統制環境に含まれるかのような印象を与えることのないよう記載を改めるべきであるというコメントでして、こちらについては右側の対応案で×を付させて頂いておりますけれども、2行目の後半から読ませて頂きますと、全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、監査役等を含めた経営者レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を統制環境の一部として考慮するというので当部会でもご議論を頂いているところでして、そのような形での対応案とさせて頂いているところです。

それから、16ページですが、統制環境の内容の一つとして61番のところですが、人的資源というのがございまして、人的資源というのは何を言っているのかちょっと意味がわからないのではないかとといったご指摘がございましたので補足をさせて頂くとともに、この人的資源

の意味につきましては実施基準の方で具体的に詳細な内容を記載することを検討して頂いてはどうかということです。

それから、2番目の基本的要素であります(2)のリスクの評価と対応ですけれども、62番の定義のところですが、すべての事象を認識する必要はないのではないかといた点でございまして、この点につきましてはご指摘のとおり、すべての事象をリスクとして認識するというものではないというふうに考えられますことから、この「すべての」という表現を取らせて頂いているところです。

それから、63ですけれども、全社的なリスクというのはどういうものを例示してほしいといったご意見を頂いているところでして、こちらについては実施基準で検討して頂いてはどうかということです。

それから、18ページの通し番号でいきますと70ですけれども、このリスクの評価に関しましては、いわゆるリスクマネジメントの取り組みとどのように違うのか、その辺の関係を明示してはどうかといったご意見を、この70の前後のコメントは同じようなコメントですが、本公開草案におきましては、このリスクの評価と対応につきましては、いわゆるネガティブ・リスクのみを対象としておりまして、この趣旨を明確化するというところで阻害する可能性というふうになっていたものですが、阻害する要因ということで明確化してはどうかということです。

それから、1ページおめくりを頂いて19ページですけれども、(4)の情報と伝達、通し番号でいきますと78ですが、情報と伝達の内容に情報の理解ですとか共有、それから周知といったような具体的な例を入れてはどうかといったご指摘がございまして、対応案といたしましては右側でございますように理解、共有といった表現を追加して盛り込ませて頂いたところです。

それから、21ページの(6)のITへの対応以下ですけれども、こちらにつきましてはたくさんコメントを頂戴しているところでして、例えばアクセスセキュリティというのは何を指しているのか明示してほしいといったような用語の定義から始まりまして、それからどういったITの統制を構築したらいいのかといったようなコメントをたくさん頂戴しているところです。これらにつきましては、実施基準の方で対応して頂いてはどうかということです。

それから、25ページの4の内部統制の限界のところ、通し番号の109ですが、内部統制の限界として例示をするのはいかがなものかというご指摘がございました。この点につきましては、右側に×ということで書かせて頂いておりますが、例示のようなケースに対しては内部統制が対応できない場合もあるということをお示しさせて頂いている例示ということで対応案という

ことで書かせて頂いているものです。

それから、1ページおめくりを頂いて、番号でいきますと117ですけれども、こちらにつきましては、経営者による逸脱という項目でして、「経営者により内部統制を無視される」ことがあるという表現だったのですが、この点につきまして「無視ないし弱体化させることがある」等とすべきというご指摘でして、ご指摘の点を踏まえまして「無視ないし無効ならしめることがある」という表現に修正をさせて頂いたところです。

それから、27ページからは内部統制に関係を有する者の役割と責任に対するコメントですが、まず119ですけれども、内部監査部門ですとか監査役、監査法人の果たすべき役割・相互の連携について、それぞれが作成する書類等々について検証方法等を整理して頂きたいといったコメントでございまして、監査人側から見た監査役ですとか内部監査人との関係については実施基準で検討して頂いてはどうかということを対応案で書かせて頂いているところです。

それから、1ページおめくり頂きまして28ページの経営者のところ、番号では121ですが、「経営者は、内部統制の整備及び運用の主体であって、かつ内部統制の整備及び運用について義務と責任を負っている。経営者はその責任を果たすために、社内組織を通じて内部統制の整備及び運用も行うもの。」という理解をしているというコメントでございまして、ご指摘の点を踏まえまして経営者のところの表現に、「経営者はその責任を果たすための手段として、社内組織を通じて内部統制の整備及び運用を行う。」という文言を追加させて頂いているところです。

それから、122ですけれども、経営者の行う内部統制の整備及び運用についてのコメントですが、取締役会が決定した基本方針に基づき行われているものであるから、その一文を追加すべきであるというコメントでございまして、対応案としましてはそのコメントをふまえ、「取締役会が決定した基本方針に基づき」という文言を挿入させて頂いております。

それから、大分飛んで頂きまして、32ページのところですけれども、32ページからはいわゆる内部監査人のところでした、内部監査人の定義として、内部監査部門の中で内部統制の専任でない者でも差し支えないということを明記してほしいということでした、基本的には対応案のところにも書いておりますが、そういうご理解で差し支えないのではないかと。内部監査人は、内部統制のモニタリングのほかにも業務の効率性の監査など多用な職務を受け持つことは十分あり得るのではないかとということです。具体的な内容につきましてはその次の※に書かせて頂いておりますが、実施基準の方で明確化して頂いてはどうかということです。

それから、139ですが、内部統制の改善を図る責任は経営者にあるというコメントです。公

開草案では内部監査人が内部統制の改善を図るという表現になっていたのですが、内部統制の改善を図るのは経営者であるので「改善を支援する職務」ということに変えてはどうかといったコメントでございまして、ご指摘の点を踏まえまして「必要に応じて、その改善を支援する職務」ということで修正をさせて頂いております。

長くなりましたが基本的枠組みへのご意見の概要は以上です。

次に、資料1-2ですけれども、こちらが評価及び報告に対しましてのご意見の概要でございまして、通し番号で見て頂きますとまず2番のところですが、経営者のかわりに実際に評価する方の独立性ですとか客観性といった評価者の適格要件を基準に明記してはどうかといったコメントでございました。この点につきましては、実施基準で検討してはどうかということです。

それから、通し番号の3番ですけれども、経営者の責任と公認会計士の責任をより一層明確にするために、「一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して」という文言を挿入してはどうかといったご指摘でございまして、これは監査のところでも同様の表現がございまして、平仄をとるという観点からアンダーラインを引いた部分を挿入させて頂いているところです。

それから、1ページおめくり頂きますと通し番号の5以下ですが、今回対象となっております財務報告の範囲を明確化、具体化すべきであるといったコメント、例えば6ですと株主の状況等の非財務情報をどの程度まで含めるのかといったコメントでして、これらの具体的な範囲につきましては実施基準で検討してはどうかということです。

それから、通し番後でいきますと1ページおめくり頂いて10ですけれども、財務報告に係る内部統制に関しまして、財務報告に係る内部統制は4つの目的のうちの一つではございますけれども、その財務報告の目的のみでなく他の3つの目的も財務報告の信頼性確保に資する限り含まれるという旨を明記すべきであるというコメントでございまして、この点につきましては対応案ですが、「内部統制の目的はそれぞれ独立しているが、相互に関連している」という旨を定義のところ記載させて頂いているところです。

それから、1ページおめくり頂きますと、通し番号でいきますと13以下ですけれども、重要な欠陥の判断基準を明確化してほしいといったコメントでございまして、こちらも同様のコメントを多く頂戴しているところでして、重要な欠陥の具体例を示してほしい、それからその重要性等の判断基準も明示してほしいといった点です。これらの点につきましては、実施基準の方で対応させて頂きたいというふうに考えております。

同様に、重要な欠陥の定義に関連してですけれども、通し番号でいきますと25番をご覧頂きたいと思いますが、6ページ目で、重要な欠陥については、定義としまして財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があるものという表現ですけれども、25の下の・にございますけれども、「可能性のある」とすると、例えば、0.1%でもあれば重要な欠陥となってしまうのかといったコメントです。確かに0.1%、少しでもあった場合に重要な欠陥ということになってしまふこととなりますので、対応案としまして「可能性が高い」ということで表現を統一させて頂いております。

それから、26、27ですが、いわゆる関連会社等は、内部統制の評価の対象に含むのかどうかということですので、コメントとしましては2つ、26と27がまったく分かれているコメントです。含めるべきだというご意見と含めるべきではない、対象とするものではないということを確認すべきというご意見を頂戴しております。この点につきましては実施基準で明記してはどうかということです。

それから、1ページおめくりを頂きまして、通し番号でいきますと30番ですが、外部委託先への委託業務というのは内部統制の評価の対象となるのかどうか、評価対象となることを明示すべきであるというコメントです。この点につきましては対応案の方に記載していますとおり、外部に委託した業務の内部統制も経営者の評価範囲に含める旨を本文の方に（注）として記載させて頂いているところです。

それから、1ページおめくり頂きまして、8ページの通し番号でいきますと35以下ですが、内部統制の評価の範囲の絞り込みです。こちらについてもたくさんコメントを頂戴しているところですが、具体的な評価範囲の決定方法等につきましては実施基準の方で検討して頂いてはどうかということです。

それから、11ページの51以下ですけれども、こちら内部統制の評価方法についてですけれども、具体的な評価項目の内容については実施基準の方で明記してはどうかということです。

それから、1ページおめくりを頂きまして12ページの55注書きですけれども、こちらについては「内部統制の評価に当たって」という表現がありまして、内部統制の整備及び運用は、経営者による内部統制の評価をするためだけではないというご趣旨でございまして、ご指摘を踏まえまして「内部統制の評価に当たって」という表現を削除させて頂いております。

それから、1ページおめくりを頂いて58以下ですがIT統制に関連してですけれども、こちらについては具体的にITの統制をどのようにするかというコメントをたくさん頂戴しているところでございまして、こちらについても実施基準で検討して頂いてはどうかということです。

それから、飛んで頂きまして18ページですが、通し番号でいきますと92ですけれども、内部統制の欠陥が期末日以後に是正された場合の取扱いを明記してはどうかということをございまして、この点については実施基準で検討して頂いてはどうかということです。

それから、次の19ページですけれども、通し番号でいきますと98以下ですが、評価範囲の制約ということで、部会のご審議の中でもいろいろご意見が出たわけですが、期末日直前というのはどの時点までを指すのかといった点ですとか、やむを得ない事情があった場合に評価範囲から外すことができるというのが現在の公開草案にあるが、そのやむを得ない事情というのはどのような場合なのかといったような点を明示してはどうか、具体的な基準が必要なのではないかといったコメントをございまして、これらの点につきましても実施基準の方で検討して頂いてはどうかということです。

それから、1ページおめくりを頂きまして20ページ、102以下ですが、評価手続等の記録及び保存のいわゆる文書化の点です。102以下で保存する文書の内容ですとか保存期間、保存媒体などを具体的に明示してほしいと、明示する必要があるというコメントをございまして、これらにつきましても実施基準の方で検討して頂いてはどうかということです。

それから、1ページおめくり頂きまして21ページの下の方から財務報告に係る内部統制報告についてということですが、これらにつきましては内部統制の報告書というもののひな形を明示すべきであるといった点、それから、期末日から何日までに提出したらいいのかといったような点を実務指針等で明示してほしいといったコメントを頂戴しているところをございまして、これらについても実施基準の方で検討して頂いてはどうかということです。

以上が2の評価及び報告への意見の概要です。

それから、引き続きまして1－3ですけれども、監査への意見の概要です。

まず、通し番号でいきますと1ページ目の2ですが、監査人は経営者の評価範囲・実施された評価をどのように監査するのか、何をもちて妥当と判断するのか、指針が望まれるということで、具体的な実施方法につきましても実施基準で検討してはどうかということです。

それから、1ページおめくりを頂きまして6、7ですけれども、SEC登録企業ですとか、その傘下の企業がSOX法のもとで行っている実務や手続をそのまま使用できる制度にすべきではないかといったコメントでして、対応案にございますけれども、本基準で検討すべき項目ではないのではないかとこのように考えられるところです。

それから、8ですけれども、いわゆるダイレクト・レポーティングを採用しないということにしてあるわけですが、監査人がダイレクト・レポーティングをしない場合に、自ら証拠を入

手するとなっていますが、その具体的な方法を明示すべきだということとして、その点については実施基準で検討してはどうかということです。

それから、飛んで頂きまして5ページ目ですが、全社的な内部統制の評価に当たっての検討といえますか、監査ですが、26ですけれども監査役・監査委員会との連携ということで、コメントとしまして2行目からですが、監査役または監査委員会との連携関係なくしては困難と思われるから、必要的連携関係を明示すべきであるといった点として、具体的な必要的連携関係については実施基準の方で明記して頂いてはどうかということです。

それから、1ページおめくりを頂きまして(4)ですけれども、29以下で業務プロセスに係る内部統制の評価の検討ということですが、こちらについても具体的な手続を明示してほしいというコメントがございまして、こちらについても実施基準で検討して頂いてはどうかということです。

それから、33、34ですが、内部統制監査においても経営者確認書の入手について言及し、財務諸表監査の経営者確認書との関係についても示す必要があるのではないかとといったコメントです。対応案といたしましては、できるだけ負担をかけないという観点から財務諸表監査と同一の監査人が内部統制監査を実施することとされておりますことから、例えば財務諸表監査において現在入手しております経営者確認書の表現を工夫すること等により対応が可能ではないかというふうに考えているところです。

それから、8ページ目ですが、41、42ということで監査人の独立性ということですが、不備の改善等のアドバイスができる範囲を明確にすべきではないかといった点として、これらの点については実施基準で検討してはどうかということです。

それから、43から46までですが、部会の中でもご指摘がございましたが、商法監査の終了日との関係はどのように考えるのかといった点でございまして、この点についても実施基準の方で明記して頂いてはどうかということです。

それから、1ページおめくりを頂いて48ですが、監査人が是正を求めるということで改善を促すという効果があるという趣旨であれば違和感がないが、監査人の権限を監査の実施に加えて是正請求にまで拡張するのは適当でないといったコメントでございました。これにつきましては、右側の対応案にございますとおり権限を規定したということではなくて、監査人が是正を求めることでご指摘のような改善を促す趣旨であるということであるというふうに考えているところです。

それから、13ページに飛んで頂きまして、65ですが、これは後ほども出てまいります他の監

査人の利用と同様なんです、監査人が監査役会ですとか監査委員会での作業の内容を参考にする場合の考慮すべき点を実務指針で明記すべきであるということとして、例えば依拠できる範囲ですとか実施すべき手続等の範囲等を具体的に例示してほしいということとして、これらにつきましても実施基準で検討してはどうかということです。

それから、18ページ以降が監査人の報告の部分として、この中では21ページですけれども、無限定適正意見の記載事項ということで、これにつきましても部会の中でもご意見があったわけですが、重要な欠陥がある場合の記載事項についてどのように記載するのかといった点として、例えば99ですが、限定付適正意見にする場合との区分をどのようにするのか、より明確な基準が必要ではないかといった点として、これらについてはひな形も含めまして実施基準で検討して頂いてはどうかということです。

以上が監査への意見の概要です。

続きまして、長くなりましたが資料1-4です。「公開草案の公表について」の部分へのコメントの概要です。途中までは今ご紹介申し上げました1-1から1-3までとダブっている部分が多いですので省略をさせて頂きまして、飛んで頂きまして11ページをお開き頂きたいと思えます。

11ページ以降が公表文のところでコメントを求めている内容として、一番下の49以下ですが、一定の準備期間を確保すべきであるというご意見、例えば1ページおめくり頂きまして50番ですと、3年程度の準備期間が必要であって、段階的な実施、すなわち任意適用、経営者評価の義務化、監査の義務化の段階的な実施の検討が必要ではないかといった、十分な準備期間の配慮が必要ではないかといったコメントでした。対応案としましては、十分な準備期間が確保される必要があることを公表文の方に明記してはどうかということです。

それから、通し番号でいきますと58以下ですけれども、制度導入時において、企業の規模等への配慮をしてはどうかといったコメントでございまして、この点につきましては例えばですけれども61番等におきましては、対象が公開企業であれば企業規模への配慮は不要ではないかといったご意見もある反面、多くのご意見としましては一定程度の配慮が必要ではないかということとして、例えば58番ですと、公開企業でも1部、2部上場、それからJASDAQ、マザーズ等々で分けてはどうかといったような点、それから導入時期も検討してはどうかといったようなコメントを頂いております。対応案といたしましては、内部統制の構築は、企業規模等にかかわらず求められる一方で、個々の企業等が置かれた環境ですとか、事業の特性等に応じて内部統制の構築の手法等が異なるということが考えられるのではないかと、この点につい

で必要に応じて公表文の方で記載するということが考えられるのではないかとことです。

それから、16ページ以降ですが、実務指針の整備に関してございまして、73以下は実務指針の整備の要否ということで、こちらについてはほとんどが策定すべきであるというご意見でして、実施基準として作成することとしてはどうかということです。

それから、作成の進め方についてということで、89以下でコメントを頂いているところございまして、こちらについては例えば89ですが、その実務指針の作成の素案づくりの段階から企業を含めた適切な関係者が参加して行うべきである。それから、実務家である産業界の意見を十分に聴取すべきであるといったようなコメントを頂いているところでして、対応案ですけれども、実施基準の作成時に考慮するというのではどうかということです。

それから、1ページおめくり頂きまして96以下ですが、業界に応じた具体的な記述が必要なのではないかといったコメントでございまして、これらについても実施基準の作成時に考慮することとしてはどうかということです。

以上が「公開草案の公表について」に対するコメントの概要です。

長くなりまして申しわけございません。資料2ですけれども、ただいまご紹介申し上げましたコメントを踏まえまして公開草案を修正してはどうかという点を修正したものでして、先ほど一部見て頂きましたが対照表の形でお示しをしています。1ページ目から3ページまでにつきましては先ほどご紹介申し上げましたが、構成は定義、基本的要素、それから環境の整備という3つだったのですが、それを定義と基本的要素ということの2つに組み替えをさせて頂いております、内容的には大きな変更はございません。

それから、変更点といたしましては9ページをお開き頂きたいと思いますが、先ほどもご紹介申し上げましたが「ITの利用」という表題を「ITへの対応」ということで変更させて頂きますとともに、ほかの要素との関係をより明示するというで書かせて頂いたことと、それからITへの対応は、IT環境への対応とITの利用及び統制からなるというふうに定義をさせて頂いておりますので、それに応じた表現に修正をさせて頂いているところです。

それ以下のところにつきましては、先ほどコメントの概要とそれに対応する対応案の中でご紹介をしております、それを盛り込ませて頂いているところですので、時間の関係もございましてご説明は省略をさせて頂きたいと思っております。

以上が公開草案に対して寄せられましたご意見の概要とその対応案です。

引き続きまして、内部統制部会における「実施基準」の検討についてということですが、資料3をご覧頂きたいと思っております。

資料3ですが、内部統制部会における「実施基準」の検討について（案）ということございまして、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準を実務に適用するに当たりましての実施基準の作成については、その検討項目が実務に密接に関連しているということもございまして、十分に実務を踏まえたものとしていくためには実務精通者等の方々のサポートが必要でありまして、また、相当量のドラフト作業が必要になってくるものと考えられるところです。したがって、実施基準の検討に当たりましては、当部会の下に作業部会を設置して、当部会の指示に基づいて実施基準の素案の作成を行って頂いてはどうかということとして、その旨を書かせて頂いているところです。

大変長くなりましたが、以上です。

○八田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のございました公開草案に対するご意見及びこれに対する対応策、さらに実務上の指針の作成に関する対応案などにつきましてご意見を伺ってまいりたいと思います。どなたからでもご発言頂ければと思います。

それでは、銭高委員。

○銭高委員 今ご説明を伺いまして大変事務局、膨大なパブリックコメントを整理されたご努力にはまず大変なご努力だと感謝申し上げます。

それで、ディテールの中にはまたいろいろ皆様方のご意見もあるかと思ひますし、また今おっしゃった実施基準の作業部会の中でまた練り直されるようなものも多少あるかもしれませんが、部会長に伺いたいことは、こういう実施基準をつくるということは私も理解いたしますし、また作業部会をつくるという必要性も当然わかるわけでございますが、その作業部会というものの構成がどういう形で、何人ぐらいで、どういう方がメンバーになられて、どういうふうに頻繁になさっていくのか、あるいは部会の座長は部会長がご指名されるということでございますが、その辺の概略が少しでも我々に見えてくるようなお話と説明が少し足りなかったような感じがいたしますが、いかがでございましょうか。

○八田部会長 では、事務局の方からお願いします。

○池田企業開示課長 作業部会の人選については、作業部会の設置が決まった上で部会長とご相談をして人事的な発令をしていくということになると思ひますが、現時点で私どもとして考えますところでは、先ほどの説明にありましたようにやはり実務面に落していくということですから実務面のサポートが必要だろうというふうに思ひますので、もちろん学会等の専門的な見地からのご意見も頂戴したいと思ひますが、やはり企業の実務家の方、それから監査に当た

られる監査の実務家の方、それから恐らく企業実務家ということで申し上げますと、比較的大きな企業の方にもこれは参画頂く必要があると思いますが、同時に規模のところの問題もございますから、やはり新興企業等も含めて多少そういう中小規模の会社の方も含めて人選をさせて頂くということが望ましい姿なのではないかというふうに思いますので、恐らくあまり大きい人数ですとドラフティング作業が大変だという面もありますが、やはり今申し上げたようなことを含めると相応の普通の審議会運営の規模、通常20数名という規模だと思いますけれども、そのくらいの規模にはなってしまうかというふうに思います。一方で膨大なドラフティング作業ということがありますから、その辺うまく分担をしてやって頂けるような形で。

いずれにしても、企業会計審議会としてこの基準なり実施基準なりを決めるということになりますと、最終的には各部会の方で検討、採択頂く必要があるというふうに考えておりますので、あくまで作業部会というのはドラフト作業を中心とした下作業をお願いします。ただ、非常に実務との密接な検討がありますからかなり突っ込んだ検討も頂く必要があると思いますが、そういう意味で開催頻度というか、そこは要するに実際に物理的に集まってやって頂く作業と、分担をしてドラフトして頂く作業と多分組み合わせでないとうまくいかないかと思いますが、その辺紙のやりとりの中で調整させて頂くものと、集まって頂くものと、組み合わせで効率的にやっていければというふうに考えているところであります。

○八田部会長 どうぞ。

○錢高委員 ちょっと時間をとりますが、今のお話でよく理解いたしました。その中で2つ私が今感想を持ちましたのは、1つはいわゆる民間企業サイドも加えてというお話でございます。それは企業規模ということもおっしゃったし、あるいは振興的な企業ということもおっしゃいました。ですから、規模が大きいとかいろいろな経営者がおられると思いますけれども、やはりこういったものに対して一つの経営感覚とか経営マインド、見識というものをよくお持ちの方をできるだけよくお考え賜りたいというのが私のお願いでございます。大きい会社から出たからすべてわかるというわけでもないかもしれませんが。やはり経営に相当いろいろと達人のような方が一番いいのではないかというのが民間の意見を代弁として、他の民間企業経営者も納得するような方、あの方であればというふうな場面が求められるのではないかというのが1つでございます。

それからもう一つは、今お話しのように最終的には総会なりこの部会での承認決議だということはよくわかるわけでございます。しかし、なかなか限られた時間の中で資料を見せられてもなかなかディテールまでわかりませんし、そういったこともございますので、でき得るなら

ばその作業部会における中間レポートを適宜示して頂くということでの調整、訂正ということに我々が参画できるような気持ちにして頂きたいということをお願いしたいと思います。

それからもう一つは、今おっしゃった作業部会のメンバーというのをある限られた人数の中で大変ご努力される方が、ご担当の方は大変だと存じ上げますけれども、その当初にスタートされる作業部会のメンバーに場合によればこういった方も参加された方がいいのではないかとというのがこの部会の中の委員からもし希望なりご発言があれば柔軟に善処して頂けることがあれば、我々のこの部会もでき上がったものに対して非常に納得が行くのではないかとこの意見を申し上げておきます。

以上でございます。

○池田企業開示課長 今ご発言の中の作業部会での検討の状況について適宜状況をご報告して部会等のご指示を頂くということは、そうしたことがうまくやっけていけるように留意をしたいと思いますというふうに考えております。

人選の方については、先ほど冒頭にも申しましたように部会長とご相談をして、最終的には金融庁として人事をしていくということかと思っておりますけれども、その中でできるだけバランスのとれたというふうには思いますが、もし何かお考えがあればお聞かせ頂けるものがあればお聞かせ頂きたいと思っておりますが、先ほどの中で経営の方というお話がありましたけれども、作業部会の作業自体は相当ドラフト作業みたいなものを中心になるだろうと思っておりますので、企業関係者の方というのも経営者の方になかなかそういうものをお願いするのは難しいので、多分実務者の方にならざるを得ないかというふうに思います。それもありますので先ほどありましたように作業部会でやる作業については、状況を部会の方に適宜ご報告させてご指示を仰ぐという形で進めさせていく方法が現実的かというふうに考えているところでございます。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 資料2の14ページのIIの1のところの下線を引かれている部分でございますが、「一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して」というくだりがありますけれども、これは具体的に何をイメージするものなのかご教示願えますでしょうか。

○八田部会長 まず、事務局から説明させていただきます。

○野村企業会計調整官 この「一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準」というのは、部会の中でもご審議があったかと思うのでございますが、一義的には今回皆様でご審議を頂いて策定をして頂いておりますこの内部統制の評価及び監査の基準の中の評価の基準という

ことを基本的に指しておるわけでございますけれども、先ほどちょっとコメントでもご紹介申し上げましたが、例えばアメリカのCOSO等のフレームワークを使うことがどうなのかといったようなご意見もあり、そういったものが一般に公正妥当と認められる評価の基準に該当するのかどうかという観点はあるわけですが、一義的には本基準が該当するのではないかとこのように考えているところです。

○八田部会長 いかがでしょうか。

ほかにどうでしょうか。では、関委員、どうぞ。

○関委員 2つあるんですけれども、1つは資料2でいえば14ページの一番下です。例の「経営者は、評価に先立って、予め企業のすべての財務報告に係る内部統制の整備及び運用の方針及び手続を定め」と、「すべての」という言葉が入ったわけですね、ここは。これは何を意味するのかと思ってさっき資料1-2の7ページを見ましたら、これはやはり「すべての」というのは整備及び運用の方針及び手続を定め、それらの状況を記録し保存する対象はすべてだと、内部統制の評価対象とならないものも含めるんだという趣旨だというふうに理解していいのかとここで思ったんですが、20ページにまいりますと、内部統制の整備・運用等の記録・保存、および、内部統制の評価の範囲に関する決定方法・根拠等の記録に関する指針は実施基準で検討すると、こうなっているわけですね。つまり何を言いたいのか、大した話ではないのかもわからないんですけれども、すべての財務報告に係る内部統制の整備及び運用の方針及び手続を定めるという、そしてそれを記録し保存するというのは相当強い表現なんではないのかなと思うんです。悪く解釈すれば、あらゆる勘定項目について全部、またいろいろな種類の財務報告があるわけですがその財務報告もすべてですし、個々の整備・運用の方針、手続というのは内部報告の評価にかかわらず全部整備しろと、こう読めるものですから確認をしたいというのが私の質問の趣旨であります。

それから、2つ目、2つ目は、極めて私は基本的な話だと思うんですけれども、公認会計士の皆さんが内部統制を評価するという上で重大な不正あるいは虚偽報告というものを発見したときに、これはもちろん経営者に報告するというのもさることながら、監査役には遅滞なく報告をするということではなければいけないと思うんですね。商法はそれを明定しているわけです。その実質的な意味は、ものすごく法律的にも実質的にも意味があると思うのですが、監査役は取締役会招集権もあれば、それから差し止め請求権があるわけですね。ですから、すぐ聞いて監査役が責任を果たすという意味ですぐ重大な不正があれば差し止め請求権を行使することができる。現実にそういうことをやった例があまりないものですから実務感覚がないんで

すが、例えば、私はカネボウなんかの議論を聞いていて本当にどうしたら防げるのかということを実際に考えれば、これが法律的にも根拠があり、かつ現実的に実際にそういう不祥事を防止する、未然に防止する、恐らく実質だと思うんですね。

したがって、これは公開草案の中では23ページの下の不平等の報告のところになるんですけども、それは実務指針を待つという話ではなくて、そういういわば監査役の差し止め請求権とペアになっているわけですから、それは不正の防止の強力な手段として、基本方針として私は表現等はお任せしたいと思いますが、少し弱いと思うんですね、ここは。私はこのことを本部会でもきちんと話を議論すべきだったと私自身反省しているんですけども、その後いろいろな諸事件を考えていかにそれを防止するかということになると、いわば公認会計士と監査役の連携の実質的な意味は、抽象的な文言だとか何かどうでもいいような話ではなくて、実際はすぐに報告を頂いて、それをもとにして差し止めするという事なんではないかというふうな考え方にだんだん詰めてくるようになってきたもんですから、ぜひそのところは検討して頂きたいと思います。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

後半の方のご趣旨ですが、この資料2の23ページ、監査人の対応の一つに不平等の報告があります。ここのお話だと思うんですが、一番最後の行に、「監査人は、当該不正又は違法行為の内容を取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。」、これでは弱いということでしょうか。

○関委員 ここの上のところですね、監査人は、内部統制監査の実施において不正及び違法行為を発見した場合には、経営者に報告すると同時に、遅滞なく監査役に、あるいは監査委員に報告してほしいと、報告するというをはっきりさせて頂きたいということを行っているわけです。

○八田部会長 大体わかりました。事務局いかがですか、ご質問が2つあったと思いますが、1つは、先ほどのこの資料2の方で文言が一部追加されました14ページのところで、財務報告に係る内部統制の有効性の評価の説明文言のところで、「企業のすべての」という文章が入ったという点についてのご説明を再度求めたということでもあります。

○野村企業会計調整官 14ページの下「企業のすべての」という文言が挿入された趣旨ですが、先ほどご指摘がありました資料1-2の7ページの28のコメントに対応してということで挿入させて頂いたものでして、こちらの趣旨といたしましては、その後が続いておりますが、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用の方針及び手続を定め」というのがございまして、

経営者の方が評価に先立って内部統制の整備及び運用の方針及び手続を定めなければならないのは財務報告に限られてしまうのではないかといったコメントがあったところから、経営者の方々は財務報告に限らないで整備・運用についてはすべて行って頂いても当然構わないということとして、その後の「それらの状況及び記録し保存しておかなければならない」というところはすべてということは対象としていなかったわけなんです、ちょっと表現が良くなかったかもしれません。

○関委員 ご趣旨はわかりましたが、ちょっとこれ誤解を招きますよね。

○野村企業会計調整官 おっしゃられる点は承知いたしました。

○関委員 工夫して頂きたいと思います。

○野村企業会計調整官 はい。

○八田部会長 橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 この財務報告に係る内部統制の整備及び運用の方針及び手続ということは、あらかじめ企業のすべてのこのを入れたのはその次のところで、経営者はいろいろな形でその評価範囲の絞り込み等が行われますので、あらかじめ絞り込みを前提にということではいけないので、その絞り込みの前の段階として全部を見た上で必要な範囲で絞り込みを行うという趣旨です。

○関委員 それは全く異論ありません。

○橋本委員 そういうことだと思えます。

○八田部会長 関委員のご疑念は、最後の方の記録、保存にすべてというのがかかるのがちょっと趣旨と違うのではないかという話だと思いますので。

○関委員 整備及び運用も全部、方針や手続も全部あらゆる財務報告について別途つくらなきゃいかんのではないかという誤解を与えるのではないかと思って質問したのです。

○八田部会長 正しい読み方ができるようにちょっと検討させていただきます。ありがとうございます。

それから、2つ目の方を。

○野村企業会計調整官 2点目の方でございますが、先ほど部会長の方から話がありましたとおり、不正ですとか違法行為を監査人が内部統制監査の過程で発見した場合には、監査役ですとか監査委員会に報告をしなければならないといった点につきましては23ページの一番下の行から書かれているところとして、おっしゃられるように確かに経営者に報告して適切な対応を求めるといった点につきましては適切にご対応頂く主体といたしまして、ここでは経営者の

方を念頭に置いてこのような表現にさせて頂いているところでして、監査役の職務として経営者に対しての業務監査等の一環等でご対応頂くということと、こちらではとりあえず切り離させて頂いて経営者の方に適切な対応を求めるといった表現にさせて頂いているものでございます。

○関委員 それに私は、それではおかしいのではないかと、つまり不正があったときに経営者が不正をやっているわけですから、その経営者の不正をすぐに止める権限が監査役にあって、そして商法263条ですか、商法が遅滞なく会計監査人は不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには遅滞なく監査役に報告しなければならない、会社法397条の第1項に書いてあるわけです。これは単に報告してくださいという話ではなくて、これは実質聞いたら監査役がすぐそれを止めるということが監査役の実質的な責任になるわけですね。ですから、監査役と会計人の実質的な連携、不正防止の実質的な連携はここで担保されていると思っています。ですから、そここのところは基本論としてきちっとやはりここにも書いてもらいたい、実務指針で検討する話ではないと思うんですね。

○八田部会長 ちょっと私の理解が違っているかわかりませんが、ここで言っている不正違法行為はイコールすべて経営者不正というふうには……

○関委員 そういうのもあるでしょう。

○八田部会長 もちろん、ただその前に（5）で内部統制の重要な欠陥等の報告と是正というのがございまして、ここでも監査人はまず経営者に報告して是正を求める、しかる後と申しますか、並行ですかやはり同じように文言の整理をしておりますので、我が国の会社法上の扱いは一番強制力を持ちますので関委員おっしゃるとおりですが、いわゆるここで言っている今回の報告書の中での規定はこのまま素直に読み取って頂いて特に違和感はないとは思いますが、これでは弱いとおっしゃるわけですか。

○関委員 ちょっと弱いんじゃないですかという趣旨なんですけれども。

○八田部会長 わかりました、そのご意思はわかりましたので検討させていただきます。ありがとうございます。

○関委員 よろしくお願ひします。

○八田部会長 ほかにいかがでしょうか。

中村委員の代行、久保田委員。

○中村委員代理（久保田） 中村が所用で欠席ですので、私久保田と申しますけれども代理で出席させて頂いております。

私も銭高委員のお話のあったように膨大なコメントですね、適切に仕分けして対応して頂い

たと思っております、経団連からも幾つか出させて頂きましたけれども、そこにつきましても適切に対応して頂いているというふうに考えております。準備期間の確保のところについては十分な準備期間が確保される必要があるということで、現時点ではこういう表現なんだろうというふうに思っております。

この内部統制の問題につきましては、経団連としても非常に重要な政策事項というふうに考えていまして、先般、優先政策事項というのを毎年10項目まとめていまして、これはいろいろ政党評価等に使うものなのですが、ここでもその企業のこういった内部統制の確立については過度な負担の回避と自主的な内部統制の確立の重視ということを明記しております、ぜひそういうものが活かされるようにして頂きたいというのがコメントでございます。

それから、ちょっと細かいところで質問なんですけれども、この資料2で2つございまして、1つは9ページのITへの対応のところ、(6)の1行目のところに組織の内外のITに対してとなっているんですけども、この内外の外まで入っているというのはちょっとどういうことなのかよくわからないというのが第1点と、それからもう一つは15ページ目の注のところに「外部に委託した業務の内部統制については評価範囲に含める。」と、こうなっていますが、外部に委託したものについてもどこまでの範囲かというのはあるかと思えますけれども、こういうものがどうして入っているのか、あるいはこれだと一体どこまで評価範囲に含めるのか、非常に広がっていくのではないかというふうに懸念されるんですけども、その2点についていかがでしょうか。

○八田部会長 事務局、お願いいたします。

○野村企業会計調整官 まず、1点目のITへの対応のところですけども、ここで言うておりますIT環境といいますと、今日、ITと言いましてもいろいろなレベルがあらうかと思いまして、例えば非常にかっちりとしたシステムから場合によっては電話ですとかファクスですとか、そういったものまで考えられるわけですし、ここで言うておりますのは企業内に置かれていますそういったITですとか、それから外部的な要因としての環境といいましようか、そういった点についても配慮しているといいますか、考慮する必要があるのではないかといったこととして、①ではそのような形に書かせて頂いております、統制という観点でいきますと②の方で組織内においてということで、そこは使い分けをしているところです。

それから、2点目の15ページの上の注を新たに追加した項目ですが、こちらについては、今お話のありましたIT等につきましては特に外部に委託するということがあり得るわけですけども、委託をしているから全くその企業の統制のらち外でいいのかといったようなこともあ

りますので、その範囲ですとか手法についてはいろいろ考え方はあろうかと思いますが、例えば委託契約をどのようにやっているのかとか、そういったような内容を確認する等々の統制と
いいでしょうか、評価というのはやはり必要になってくるのではないかと思われまして、繰り
返しになりますが、その評価の方法ですとか対象となる範囲については実施基準等で検討して
頂くにしても、何らかの形で評価というのは必要ではないかという趣旨でございます。

○八田部会長 よろしいでしょうか。

○中村委員代理（久保田） その本当は、そうすると実務指針でもう少しこの範囲が限定され
るというふうに考えていければよろしいんですか。

○野村企業会計調整官 限定といたしますか、その範囲を明示するということになろうかという
ふうに思います。

○八田部会長 それでは、堀江委員、よろしくお願ひします。

○堀江委員 1点目は、たった今ご質問が出たところです。資料2の9ページ目でございます
が、(6) ITへの対応、この「組織内外」というところをご指摘させて頂こうと思ってい
ました。IT環境への対応については、これは「内外」、つまり外も含めた対応と考え、一方、
ITの利用及び統制については「組織内」というふうに使い分けていますが、基本的にはこれ
に賛成です。

ただし、資料2の9ページ目(6) ITへの対応についての文章ですが、「ITへの対応と
は、組織の内外のITに対して」と、この「組織の内外のITに対して」が、一番最後の文末、
「適切に対応すること」に係るものと、こう読めればいいんですが、もしかしますとご心配の
ように「予め適切な方針及び手続を定め」にかけて読まれてしまうと誤解が生ずる可能性があ
りますので、このあたりの文章をもう少し検討して頂ければと思います。サイトとサイトを結
ぶパスの問題ですとか、外からのアタックというのは、これはIT環境への対応としてきちっ
と考えておかなければいけないと思います。すでにそういう時代になっているというふうに認
識しています。

2点目は、ちょっと細かいところになりますけれども、同じく資料2、5ページ目、ちょう
ど中ほど、②リスクへの対応についてです。これは恐らくCOSOが2004年に公表しましたE
RM、これを取り入れる形でリスクへの対応というものを入れられたんではないかと思ひます。
原文ではリスクレスポンスですが、この具体的な例として第2パラグラフ目に「その回避、受
容、低減又は移転等」と書かれています。そこで、この受容ですけれども、これは、リスクの
大きさですとか発生可能性に対して何らの対応もとらない、簡単に言えばそのまましておく

ということです。レスポンスを「対応」と訳しますと、対応というのは何かアクションを起こさないといけないのではないかと思います。そこで、「受容」を外されるか、あるいは国際的な視点からCOSOのERMで使われている言葉を残すということであれば、一番後に持つてくるといったような配慮が必要ではないかと思います。

続けてよろしいでしょうか、もうあと1点だけで終わります。この草案の中では、モニタリングという言葉と監視という言葉が登場しますが、2つの同じような言葉が登場するとモニタリングと監視が違うのかという議論が起こる可能性がありますので整理して頂ければというふうにお問い合わせ申し上げます。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。

3つご指摘頂きましたが、1つは先ほどご質問のありましたITへの対応についての2つの視点で今回もう少し精緻化を図って説明させて頂きまして、その文言上の読み取り方に関しましては一度検討させて頂くということで、ご趣旨をご理解頂ければと思います。

それから、このリスクへの対応の受容につきましても、もう少し用語上確認させて頂きたいと思います。

それとモニタリングと監視、これもコメントの中でも監視というのに一本化するということになご議論もありましたが、これは部会の中で既に何回かご説明させて頂きましたようにこういった片仮名表記が最近公文書でも使われ、特に会計監査の世界ではモニタリングというのが一般化しておりますので、可能な限り平仄を合わせる形で整理させて頂きます。ありがとうございます。

それでは、柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 同じく資料2の13ページでございますが、4の内部監査人のところです。これをご覧頂きますと、新たな言葉として「支援する」という言葉を「図る」という言葉に替えて使われたと思いますが、「図る」というのは十分にあいまいな言葉ですが、その「支援」というのはかなり具体的な言葉になりますので逆に問題が起きる心配が生じます。すなわち、チェック・アンド・バランスという立場にあるのが内部監査人であって、業務の遂行そのものに携わる業務ではないということですから、例えば言葉は支援ではなくて要請とか、そういったような言葉が使われた方がいいのではないかという気がいたしますので、検討して頂いたらと思います。

○八田部会長 事務局、何かありますでしょうか。

○野村企業会計調整官 ご指摘の点、検討させて頂きたいと思います。

○八田部会長 ほかにいかがでしょうか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤委員 資料2でいいますと23ページ、要するに重要な欠陥等の報告と是正ということですが、資料1-3ですと9ページ、10ページですね、9ページは先ほど野村調整官からもご指摘があって、ナンバーの48の指摘、9ページのですね、それから10ページですと50の指摘、要するにこれは同じことを言っているの、是正を求めるというのは50番ですと二重責任の原則に反しているというようなことを言っているのでもちよっとよくわからないんですけども、この対応でいいのかなと若干疑問を感じるんですね。資料2ですと23ページの(5)の2行目のところ。

それから、同じことがその23ページの(6)の不正等の報告の2行目のところに、「経営者に報告して適切な対応を求める」ということですね。これ同じレベルの是正を求める、対応を求めるという、これ別に言わなくても当然報告すれば経営者は、やる気がある経営者であれば当然是正するし、不正違法行為を報告されれば経営者は適切な対応をとるわけで、今まではここまで踏み込んで行っていないんですよ。ですから、例えば経営者が報告とか対応を求められたときに適切な対応あるいは是正をしなかった場合に監査人が是正を求めたのかという問題が残るといふか、問題が生じることになると思うんですね。そうなりますと、これはやはり権限あるいは義務という問題を排除しきれないのではないかというような私は気がいたしますけれども、私はこの辺の専門家ではないのでよくわからないところがあるんですけども、ちょっとこの対応でいいのかという不安があるということだけ申し上げておきます。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 1点だけ、資料2の12ページのところで、4番の内部統制に関する役割と責任ということで、(1)の経営者のところに、最初のアンダーラインのところに「取締役会が決定した基本方針に基づき」ということで、商法が変わることによっての内部統制システムの構築の基本方針が取締役会にあるということの関係だと思っておりますけれども、全体を通してなんですけれども、商法で今変わろうとしている内部統制という言葉と、いわゆる財務報告に係る内部統制という言葉、後半のところは特に財務報告に係るということとかなり限定されているんですけども、その辺のところの関連というのをどのように調整されているのかちょっと教えて頂ければというのがご質問なんですけれども。

○八田部会長 ありがとうございます。商法との関係いかがでしょうか。

○池田企業開示課長 ご質問の趣旨がどういうふうに調整されているのかというような、ちょっと質問の趣旨が必ずしも正確に理解しているかどうかわかりませんが、今ご指摘があったように、今回の会社法の改正で内部統制の基本的な方針というのは取締役会の専管事項になって、基本方針が決まっている場合にはそうしたものが適切に公表、開示されるという枠組みになっているところでありまして、もちろんそうしたものととの整合性は確保していく必要があるわけですが、今まさにおっしゃったように、この制度自体は内部統制の評価とか監査という部分については専ら財務報告に係るものに限られたものであって、当然、商法、会社法の方については運営全般についての問題であり、必ずしも完全にそこが一致するものではないんだろうと思います。

会社法の方が具体的にどういふ開示を求めていくのかというのはこの省令に委ねられている部分があって、この省令作業の方はなお作業中であるということで、その省令の答え自体がまだそういう意味でははっきりと省令の形であらわれていませんが、基本的にはその方針というものは取締役会がお定めになって、その定めたものを公表するというのが基本的な会社法の考え方なので、ここで掲げているものが会社法で進められている作業と大きな抵触が生じていると、現時点で生じているとは思っておりません。ただ、もちろん会社法の方の作業はよく我々も注視していく必要があると思いますし、当然その政府部内で必要な調整があればそこは調整をさせて頂くということではありますが、繰り返しになりますけれども、今ここでやっている作業が何か大きな抵触を生じているというふうには私どもは認識していないところです。

○八田部会長 あと1点、先ほど野村調整官の方からお話しできなかったと思いますけれども、今回策定して頂いている一連の基準、このフレームワークと例のCOSOのフレームワークとの異同関係、及びお手元の資料1-1の5ページをちょっとご覧頂きますと、さらに会社法でいっている内部統制システムなどの関係を公表文において記載していきたいと考えておりますので、そこで多分ご理解をして頂けるのではないと思っております。若干補足させて頂きました。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 単なる確認でございますけれども、21ページをご覧頂きますと、一番上のところですが、「合理的な保証を得たとの監査人の判断」というものについて次の文章で定義を加えているということです。「監査人が意見表を表明するために十分かつ適切な証拠を入手したこと」とありますが、これは特にバーを上げたものではないということだけ確認したいんですが、

いかがでございましょうか。

○八田部会長 どうぞ。

○池田企業開示課長 そこは今回のパブリックコメントの中で明確化を求められたので記載しているところでありまして、この部会の中での議論ということではこれまで議論を交わすものではないというふうには理解をしております。

○八田部会長 では、手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 資料2の2ページの注ということをつけ加えて頂いた文章ですけれども、「内部統制の目的はそれぞれに独立しているが、相互に関連している」とありますが、文章がかなり簡単に書かれております。項目として独立して示しているけれども相互に関連しているというふうな読み方もできますし、それぞれ意味合いとして独立しているけれども相互に関連しているということであれば、どの点が相互に関連するかというふうなところがもう少し入った方がわかりやすいかなと思います。

○八田部会長 次回お示しする公表文の関係もあると思うんですが、もしそこで盛り込めるものがあるならば勘案させていただきます。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご発言もないようですので、終了予定時間よりは少し余裕がありますが、意見交換はそろそろ終了させていただきたいと思っております。

本日頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして、所要の修正等を事務局で整理をさせていただきます。また、次回の部会では公開草案に添付されておりましたいわゆる公表分についても修正案をご用意させていただきます。ただいまの財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（案）とあわせてご審議を頂きたいと考えております。

また、本日事務局から説明のありました作業部会の設置につきましては、説明のとおり進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○八田部会長 ありがとうございます。

作業部会のメンバーの人数につきましては、事務局と相談の上、固めさせていただきたいと存じます。

なお、作業部会の座長につきましては、先ほど来この部会からの貢献ということもありましたが、橋本委員にお願いしたいと思っておりますが、橋本委員いかがでしょうか。

○橋本委員 謹んでお受けいたします。

○八田部会長 ありがとうございます。

他のメンバーにつきましては、決定次第、事務局の方から当部会の委員の皆様にもご連絡させて頂くこととしたいと存じます。

それでは、本日の部会はこれにて閉会させて頂きたいと思えます。

次回の部会の開催日程につきましては、事務局から改めてご連絡させて頂きます。お忙しいところご参集頂きまして大変ありがとうございました。

午後 5時41分 閉会